第2次岡山県特別支援教育推進プランの概要

期 間 平成25年度~平成29年度

趣旨

岡山県教育委員会では、平成21年に策定した「岡山県特別支援教育推進プラン」(以下「推進プラン」という。)に基づき、高等支援学校等の設置をはじめとした特別支援学校の教育体制の整備や、小中学校等すべての学校における校内支援体制の構築に努めてきた。

そうした取組を進める中で、県北部における特別支援学校の分校・ 分教室の設置や教職員の専門性向上等の継続した課題とともに、特別 支援学校児童生徒数の急増や発達障害のある幼児児童生徒への対応 等、新たな課題が明らかになってきた。

そこで、「推進プラン」に基づく取組を1年早く見直すとともに、 現状と今後の課題等について整理し、本県のこれからの特別支援教育 を一層推進するため、今後の指針となる「第2次岡山県特別支援教育 推進プラン」を策定した。

方 針

- 課題を解決するための基本的な考え方を示す
- 県教育委員会の取組、市町村教育委員会や学校等に期待される 役割等を示す
- 〇 平成 29 年度までの達成目標(数値目標)を設定できるものについては示す
- 多額の経費や時間を要する施策について、実施計画等を策定す る
- 社会状況の変化や国の動向等により修正等を行う

岡山県教育委員会

特別支援学校の教育の充実と教育体制の整備

1 一人一人の教育的ニーズに対応した学校づくり

- 知的障害、肢体不自由の専門的な教育をできるだけ身近な地域で受けられる体制の整備
 - ・倉敷地域等新設特別支援学校の整備
- 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実
 - ・岡山聾学校高等部の学科の在り方の検討
- 〇 県北部における分校・分教室の設置
 - ・県北部における分校・分教室の設置に関する検討
- 知的障害特別支援学校の児童生徒数増加に対応した学校設置等
 - ・ 倉敷地域等新設特別支援学校の整備 (再掲)
 - ・知的障害特別支援学校の通学区域の再編に関する検討
 - ・老朽化しているプレハブ校舎解消に向けての教室整備の検討
- 〇 就労による社会自立を目指した専門的な教育を実施する特別支援学 校の設置等
 - ・高等支援学校等の募集定員の拡大に関する検討
 - ・県立高等学校への特別支援学校高等部の分校・分教室の設置に関する研究
- 〇 学校給食環境の整備
- 〇 医療的ケア実施体制等の整備
 - ・医療的ケアを安全に実施できる看護師の時間数の確保

2 教員の専門性の向上

- 〇 特別支援学校教諭免許状保有率の向上
 - ・特別支援学校を希望する免許状保有者の採用枠の拡大
 - ・免許法認定講習の拡充

 $72\% \rightarrow 77\% (H29)$

- 〇 自立活動の指導に関する専門性の向上
 - ・各学校への外部専門家の活用の促進
 - ・公開授業の実施や研究資料の作成・配付
- 〇 発達障害を含む様々な障害種に対応できる指導力の向上
 - ・校内研修等に指導主事を派遣しての指導・助言

(達成目標)

・特別支援学校教諭免許状を保有する教員の割合

3 センター的機能の充実

- 地域における教育と福祉との連携
 - ・関係機関等と連携しての相談窓口一覧表の作成・周知
- 総合教育センターと特別支援学校との連携・協力体制の整備
- 〇 センター的機能の充実
 - ・センター的機能の明確化のための連絡協議会の開催
- センター的機能発揮のための校内支援体制の整備

4 高等部教育の充実

- 〇 中学校等からの生徒の情報の引継ぎの充実
 - ・高等部入学に際して、中学校が作成する「個別の教育支援計画」等の引継ぎ の要請
- キャリア教育の視点を踏まえた教育内容等の充実
- 〇 就労による社会自立に向けた教育課程の改善と企業等との連携・協力
 - ・地域型の実習の研究、校内検定の実施等を通じての教育課程の改善
 - ・関係機関と連携した協議会等の開催
- 重度の障害のある生徒の移行支援と進路先の保障
 - ・肢体不自由連携協議会の開催、生活支援介護事業所説明会への協力

(達成目標)

高等部卒業者の就職率 33% → 40%(H28)

就学前、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の充実

1 就学前における支援の充実

- 〇 早期支援のための関係機関との連携
 - ・早期からの関係機関との連携による保護者等への支援
 - ・「個別の教育支援計画」等の作成・活用の普及
- 幼稚園等の教職員の特別支援教育に関する専門性の向上
 - ・総合教育センターによる研修の拡充
- 〇 就学指導の充実
 - ・特別支援学校への就学を希望する幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」等の引継ぎの要請
- 〇 就学前からの支援の継続、学校園間の連携
 - ・幼稚園と小学校との連携会議実施の促進

2 小・中学校における特別支援教育の充実

- 〇 校内支援体制の機能化
 - ・特別支援教育コーディネーターの役割の明確化
- 特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりと学級づくり
 - ・総合教育センターによる発達障害に関わる研修の拡充
 - ・指導資料作成による授業改善
- 特別支援学級の自立活動の計画的な取組と指導内容の充実
 - ・特別支援学校との兼務や人事交流
 - ・「個別の教育支援計画」等に基づいた指導の実施、充実
- 〇 交流及び共同学習の充実
 - ・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習についての 研究
- 〇 通級指導教室の充実
 - ・特別支援学級等教育課程研究協議会による専門性の確保と指導力の向上
- 〇 中学校区等における学校間連携の促進・強化
- 〇 関係機関との連携による特別支援教育の充実
 - ・地域における関係機関との連携・協力体制の構築に向けた助言、援助
- 〇 特別支援教育支援員等の効果的な活用
 - ・特別支援教育支援員等を対象とする研修会への指導主事等の派遣
- 〇 地域人材等の活用
 - ・地域人材や大学生の人材活用のための仕組みづくり

(達成目標)

特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する公立小・中学校等における

・個別の教育支援計画を作成している児童生徒の割合

公立小学校 8.0% → 100%(H29)

公立中学校 5.9% → 100%(H29)

3 高等学校における特別支援教育の充実

- 特別な支援を必要とする生徒に対する理解の促進
 - ・特別支援学校教員による専門指導員の派遣
 - ・定時制高等学校における特別支援教育への支援の充実
- 各学校の実情に応じた機能しやすい支援体制づくり
 - ・特別支援教育コーディネーター研修等の充実による専門性の向上
 - ・特別支援学校との兼務や人事交流の実施
 - ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所等への派遣
- 中学校からの情報を引き継ぐ仕組みづくり
 - ・高等学校へ入学に際して、「個別の教育支援計画」等の引継ぎ
- 特別な支援を必要とする生徒に対する指導等の充実
 - ・「個別の教育支援計画」の作成に関する指導・助言
 - ・総合教育センターにおける発達障害に関する研修の充実
 - ・一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援についての研究の推進

(達成目標)

特別な支援を必要とする生徒が在籍する公立高等学校における

・個別の教育支援計画を作成している生徒の割合

 $10.7\% \rightarrow 100\% (H29)$